

令和 3 年 1 0 月

第 1 7 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 伊藤 勝博

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 3年10月29日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 17 回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第 7 号

下記について付議するため、10月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第17回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	1番 中田 晋一	2番 山崎 豊
3番 茅野 和廣	4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江
7番 早船 輝明	8番 加藤 吉江	10番 中山 正二	

3 欠席委員

9番 小櫃 敏文

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一
書記 村田 智史

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、4番 伊藤 勝博委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、神戸のかたから、新井宿のかたへ賃借権を設定し、駐車場及び資材置場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根公民館から北に450mほどの所に位置する1筆、320㎡でございます。

譲受人は、平成21年から個人事業主として活動しており、一都三県を中心に造園、外構工事を請け負っております。

現在、駐車場や資材置場を有しておらず、工事車両等は、事務所近隣のコインパーキングに駐車し、また、コンクリートブロック等の資材は、仕事を受注する度に購入しており、効率的に業務が行えるよう、駐車場、資材置場として一体利用できる土地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場及び資材置場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、駐車場や資材置場を有していないことから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、道路管理者の通行認定を受けていることから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数や設置する資材量から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び資材置場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地に行って確認して参りましたが、ただいま、事務局の説明がありましたが、そのとおりでございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

1 0 連絡事項

・「埼玉県農林水産業振興基本計画」概要版リーフレットの配布について

1 1 閉会

午前10時20分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第17回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和3年10月27日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩